日 時 令和5年6月30日(金) 午後3時00分~

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和5年度 第2回東京都公園審議会 会議録 ○中尾管理課長では、定刻でございますので始めさせていただきたいと思います。

ただいまより、令和5年度第2回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより着座で失礼いたします。

初めに、本日の審議会はこちらの会場にご出席の委員の皆様に加えまして、9名の委員の方にはZoomでご参加いただいております。ご了承下さい。委員の皆様には何かとご不便をおかけすることがあるかと存じますが、何とぞご了解のほどをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、16名の委員のうち15名のご出席をいただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定された定足数である半数の8名を超える委員のご出席をいただいておりますので、現在ご出席の委員で審議に入らせていただきます。

本日の審議会は、東京都公園審議会の運営に関する要綱第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。傍聴者の傍聴を認めておりますので、あらかじめご了承願います。

では、傍聴者の入室を案内、お願いいたします。

## (傍聴者 入室)

○中尾管理課長 なお、東京都公園審議会の運営に関する要綱第8によりまして、報道関係者の取材を受けております。議事が始まる前まで、撮影及び録音を認めておりますのでご了承願います。

本日の会議資料につきましては、机上の端末画面上に表示させていただくとともに、確認しやすいようお手元にも資料をご用意してございます。議事次第、名簿等のほか、審議資料となります「新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申案)」「新たな都立公園の整備と管理のあり方について(資料編)」「中間のまとめに対する都民意見及び対応方針(案)」をお配りしてございます。

足りない資料等がございましたら、お知らせ下さい。よろしいでしょうか。

また、机上にはマイクがございませんので、ご発言の際には挙手でお願いいたします。 マイクを係の者より受け取った後にお話しいただくようお願いいたします。ご協力のほど、 よろしくお願いいたします。 なお、本日、一部の委員の方にはZoomでご参加いただいております。Zoomでご参加の委員におかれましては、ご発言される場合を除きまして、お手元のパソコン端末など、ミュート機能をオンにしていただけますようお願い申し上げます。ご発言いただく際には挙手をいただきまして、ミュート機能をオフにしていただきましてから、お名前をおっしゃっていただき、ご発言のほうをお願い申し上げます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都技監で建設局長を兼務しております中 島高志よりご挨拶申し上げます。

○中島東京都技監(建設局長兼務) 東京都技監で建設局長を兼務しております中島でございます。

高梨会長はじめ、委員の皆様にはご多用の中、東京都公園審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政に対しまして、 ご高配を賜り感謝申し上げます。

本日は、昨年11月に諮問いたしまして、これまで4回の審議を重ねてまいりました、新たな都立公園の整備と管理のあり方につきまして(答申案)をご審議いただきます。これまでの審議では、社会状況の変化を踏まえつつ、持続可能な社会の構築に向けまして、これからの都立公園が目指すべき姿や、その実現に向けた取組の方向性について、幅広い視点からご議論いただき、本年4月28日には中間のまとめを取りまとめていただきました。その後、中間のまとめに対しますパブリックコメントを実施いたしまして、多くのご意見をいただいたところでございます。本日はそれらを踏まえました答申案につきまして、ご審議をお願い申し上げます。

今後とも東京都の公園緑地行政に対しまして、一層のご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○中尾管理課長 続きまして、審議に入ります前に、代理出席の委員がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

財務省関東財務局東京財務事務所長、須田渉委員は本日ご欠席のため、代理で第6統括 国有財産管理官、吉田茂人様にご出席いただいております。

- ○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。
- ○中尾管理課長 公園審議会幹事につきましては、画面にお示しした「東京都公園審議会 幹事名簿」のとおりでございます。

なお、東京都技監でございますが、公務のため、ここで退席させていただきます。

○中島東京都技監(建設局長兼務) 恐縮です。失礼いたします。

## (都技監 退出)

○中尾管理課長 それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。本日の審議に入らせていただきたいと存じます。

審議の進行につきましては、髙梨会長、よろしくお願いいたします。

○髙梨会長 髙梨でございます。円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、早速議事に移ります。

本日の審議議案は、新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)でございます。先ほど、中島技監からお話がありましたように、この件につきましては、昨年11月のこの審議会で諮問を受けまして、3回の審議を経まして、今年4月の審議会で中間のまとめについてご審議をいただき、取りまとめを行った上で、5月9日から6月7日まで都民意見の募集を行ったところでございます。そこで寄せられましたご意見を踏まえまして、本日、答申案の審議をお願いするものでございます。

それでは、答申案につきまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○坂下計画課長 計画課長の坂下と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

ただいま、会長よりも審議の過程、ご紹介いただきましたが、5月から6月にかけましてパブリックコメントを実施いたしまして、都民意見の募集を行ったところでございます。本日は、これらのパブリックコメントの意見を踏まえまして、答申案を取りまとめいたしましたのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今回、資料ですが、資料1が答申案となってございまして、パブリックコメントを踏まえた修正箇所については赤字で示してございます。また、資料2が資料編となってございます。そして、資料3が今回いただいたパブリックコメントの意見とその対応案を取りまとめたものとなってございます。

本日は、まず、いただきましたパブリックコメントの意見とその対応案をご説明させていただきました上で、意見を踏まえた資料1の答申案の修正箇所についてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。資料3のほうで説明を進めさせていただきます。

このパブリックコメントにつきましては、5月9日から6月7日までの間、今、画面の一番上部のところに記載しておりますが、都民からの意見募集を実施したところでございます。

意見総数の全体としては、304通いただいておりまして、それを個々のご意見に分けますと、トータルで634件のご意見をいただいたところでございます。多くのご意見をいただきまして、これらを項目ごとに分けて集計しまして整理したところでございます。

また、こちらの意見総数の中、括弧書きで書いてございますが、神宮外苑等における再開発や樹木への取扱いへの反対意見など、89件も同時にいただいているところでございます。こちらにつきましては、都立公園以外へのご意見となることから、この意見につきましては今回の審議から対象外ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、最初に、全体の、非常に多くのご意見をいただいたものですから、大体の全体の概要を参考資料として、資料3の一番最後のページに一覧表をちょっと整理しておりますので、まずそちらのほうからご説明させていただきます。

資料3の32ページになってございます。答申の項目立てに沿いまして、また、主だった項目として取りまとめをいたしました。上から二つ目、緑に関する意見、こちらが総数634件のうちの223件ということで約35%を占めておりまして、最も多くのご意見をいただいたところになってございます。続いて、3行目です。賑わい等に関するご意見というものが117件いただいておりまして、2割弱ほどのご意見をいただいております。この緑や賑わいという意見で半数以上を占めておりまして、特にこの辺りに非常に関心が高かったことがうかがえるところです。その他、一覧の表のとおり、それぞれの項目に幅広くご意見をいただいているというところになってございます。

全体のイメージとしては、このようなご意見をいただいているということでして、ここから個別の意見とその対応についてご説明させていただきたいと思います。

1ページに戻らせていただきます。1ページの、まず、整備と管理のあり方全般という ことで取りまとめてございます。

まず、この表の見方をご説明させていただきます。表の左側に通し番号を記載しておりまして、ナンバーを振ってございます。同じような内容や同じような回答となるご意見についてはまとめさせていただいているところでございます。また、全く同様のご意見については、その意見の最後のところに括弧書きを記しまして、そこに件数を記載していると

ころでございます。また、意見に対する対応の考え方ですが、賛同されるご意見につきましてはそのまま受け止めさせていただくほか、ご意見を踏まえて、考え方や方針として反映できるものはなるべく加筆修正させていただきました。また、本あり方の趣旨におおむね沿っており、修正に当たらない意見や次の段階で検討すべき詳細な項目などにつきましては、考え方をご説明した上で今後の検討または参考とさせていただいております。また、本あり方への反映が難しい意見や反対に対するご意見につきましては、趣旨や考え方について説明させていただいております。その他、このご意見の中には、審議会ではなく、行政側に問いかけるようなご質問もあります。それらにつきましては都立公園の管理者となる都の考え方が含まれるものになりますが、ご了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

では、説明のほう、入らせていただきます。

まず、あり方全般というご意見で40件ほどございました。ナンバーごとにご紹介させていただきます。

まず、ナンバー1から2でございますが、これは中間のまとめとして今回取りまとめた 内容への賛同のご意見、また、実現に向けた行動に対するご意見でしたので、これらのご 意見につきましては受け止めて進めていく旨をお示ししております。

続いて、ナンバー3、あと2ページのナンバー4でございます。こちらにつきましては、 公園の個性・特性を生かすことや柔軟な変化に関するご意見であり、この本あり方の趣旨 や考え方におおむね沿っている意見ということから、考え方をお示しさせていただいてお ります。ただ、こういったご意見も踏まえまして、趣旨がより明確となりますように、後 ほど本編のほうはご紹介させていただきますが、本編の11ページ、基本的な考え方の中 に、「花や景観など特色ある多様な公園」という修正をさせていただいております。

続いて、2ページのナンバー5です。再整備への不安や既存施設への活用などに対する ご意見でございます。こちらにつきましては、本あり方の趣旨や考え方をお示ししますと ともに参考とさせていただいております。

3ページになります。ナンバー6です。資料のまとめ方や分かりやすさなどに対するご 意見となってございまして、取りまとめの構成や用語集の添付した考え、あるいは今回の 取りまとめの仕方をお示ししますとともに、ご意見を踏まえまして、本編、P11ページ の基本的な考え方の中に、より分かりやすくなるようにという趣旨で、「こうした取組が 広く都民に理解されるよう、メッセージ性を高める工夫を行い、展開していく」というこ とを追記させていただきました。

続いて、ナンバー7です。こちらにつきましては、資料編に記載してあるフォントへの ご意見でございまして、編集上の誤りもございまして修正したところでございます。

続いて、緑に関するご意見です。先ほどもご紹介させていただきましたが、この分野が 最も多く、223件、ご意見をいただいてございます。

まず、ナンバー8でございます。緑の考え方のご意見といたしまして、ご賛同するような意見、あるいは本あり方の趣旨におおむね沿っているようなご意見でございまして、こちらにつきましては、この意見を受け止めながら進めていく旨、示しております。

4ページ目、ナンバー9です。公園面積など緑の量の確保に対するご意見となってございまして、こちらにつきましても本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となってございます。このあり方の考え方をお示ししますとともに、このご意見を踏まえて、より趣旨が明確となるように本編、11ページの基本的な考え方に、「東京の緑の状況を踏まえ、心地よさを感じる緑の創出、既存の樹林地の育成や保全、再整備等での移植による樹木の活用など、緑を創り、守り、活用する取組により都立公園の豊かな緑を育む」と追記させていただきました。また、本編、15ページ、緑の骨格を形成するにおきましては、「計画的に公園整備を進め、拡充を図る」という修正をさせていただきました。

5ページになります。ナンバー10です。公園等のネットワーク形成に関するご意見となってございます。こちらも本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となってございまして、考え方をお示ししまして今後の参考とさせていただいております。

ナンバー11から13にかけて、5ページから8ページの部分になってございます。ここは緑に関するご意見の中でも緑の保全に関するご意見となってございます。例えば、緑豊かな公園を造ってほしい、公園の緑や樹木を守ってほしい、緑を減らさないでほしい、樹木は伐採しないでほしいなどとなってございまして、この緑の保全という意見だけで取りまとめますと、合計で138件となっておりまして、やはりここが一番最も多く関心が高いところとなっているということになってございます。こちらの意見につきましては、緑を守り、創るという本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見であることから、その考え方をお示ししますとともに、ご意見を踏まえて趣旨が明確になるように、先ほどと同様となりますが、11ページ、基本的な考え方の中に、「東京の緑の状況を踏まえ、心地よさを感じる緑の創出、既存の樹林地の育成や保全、再整備等での移植による樹木の活用など、緑を創り、守り、活用する取組により都立公園の豊かな緑を育む」と追記いたしま

した。また、本編、11ページの都民ニーズを踏まえたアップデートの部分、また、15ページの緑の骨格を形成するという部分におきましても、「公園として育んできた緑を保全しながら」という文章を追記いたしました。

続いて、8ページになります。こちら8ページから9ページにかけて、ナンバー14から18です。緑の調査やデータの活用、適正な密度管理による樹木の健全性の確保、農薬使用や強剪定などに関するご意見となってございまして、こちらにつきましては、本あり方での考え方をお示ししますとともに参考とさせていただいております。

続いて、9ページ、ナンバー19になります。こちらには、今回の取りまとめに樹木の 記載がないというご意見になってございますが、樹木を含めた緑として捉えているという ことをお示ししますとともに、それに続くナンバー20、21のご提案につきましては参 考とさせていただいております。

次、10ページになります。ここからは生物多様性の保全に関するご意見になってございます。

ナンバーの22、23では、生物多様性の確保に向けた樹林地管理など、保全の在り方、 保全における市民参加などのご意見となってございまして、本あり方における考え方をお 示しいたしまして、参考とさせていただいております。

11ページになります。ナンバー24から25です。こちらでは、専門家の意見を踏まえた生態系保全や「30 b y 30」のご意見となってございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っている意見となってございまして、考え方をお示ししますとともに参考とさせていただいております。

また、ナンバー26、地域猫に関するご意見につきましても参考とさせていただいております。

続いて、ナンバー27になります。ここからは防災やその他環境についてのご意見となってございます。

まず、グリーンインフラに関する部分になります。ナンバー27です。グリーンインフラや防災の考え方のご意見となってございまして、この取りまとめにご賛同するご意見であり、受け止めて進めていく旨、お示ししております。

また、11ページから12ページにかけてのナンバー28から30にかけては、グリーンインフラとしての機能強化、環境問題における緑の重要性、樹木の役割の発信などとなってございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っている意見となっていまして、考え方

をお示ししております。

12ページ、ナンバー31になります。太陽光パネルの設置に関するご意見となってございまして、こちらにつきましては、本あり方の考え方をお示ししますとともに、周辺景観との調和した施設整備に取り組むことを記載してございます。

ナンバー32から34です。こちらにつきましては、再生可能エネルギーの活用や樹木の炭素固定などのご意見となっておりまして、本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となってございまして、この取りまとめの考え方をお示ししますとともに、ご意見は参考とさせていただいております。

13ページになります。ナンバー35です。都産木材の使用に関するご意見となりまして、こちらにつきましても、本あり方の考え方をお示ししますとともに、このご意見を踏まえまして、本編、17ページ、グリーンインフラとして機能を発揮という部分に「地域材と活用した施設整備」というものを追記させていただきました。なお、このご提案の中にあります学童保育所は、区市町村事業のものとなりますので、併せてその旨記載させていただいております。

続いて、ナンバー36です。ヒートアイランド対策に関するご意見となっておりまして、 こちらにつきましても本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となっておることから 考え方をお示しし、また、このご意見を踏まえまして、本編、17ページのグリーンイン フラとして機能を発揮という部分に「ヒートアイランド対策、環境改善等に寄与する」と いう形で修正をさせていただきました。

続いて、ナンバー37です。樹木の緑陰に関するご意見となってございまして、こちらにつきましても、本あり方の趣旨におおむね沿っているというご意見で考え方をお示しさせていただいております。

ナンバー38からは防災に関するご意見となってございます。

ナンバー38です。延焼防止のご意見となってございまして、こちらについても防災に対する本あり方の趣旨に沿っているご意見となってございまして、考え方をお示しし、また、このご意見を踏まえまして、本編、17ページ、グリーンインフラとしての機能を発揮し、災害等から都民を守るという部分に「延焼を防止するための植栽の推進」と追記させていただきました。

14ページになります。ナンバー39です。トイレなどの防災施設のご意見となってございまして、こちらも防災に関する本あり方の趣旨に沿っているご意見となってございま

して、考え方をお示しし、このご意見も踏まえまして、本編、17ページ、災害等から都 民を守るという部分に「防災トイレなど」、「フェーズフリーな防災施設の拡充」という 形で、例示するような形で修正をさせていただきました。

続いて、ナンバー40です。防災機能強化のご意見となってございまして、こちらも本 あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となり、考え方をお示しし、参考とさせていた だいております。

また、ナンバー41から42につきましては、自然物を生かした災害対応、レジリエントに関するご意見となりまして、本あり方の考え方をお示ししております。

また、14ページから15ページにかけてのナンバー43から44ですが、風の道や雨水活用のご意見となってございまして、参考とさせていただいております。

15ページのナンバー45からになります。こちらから賑わいに関するご意見となって おります。冒頭でご説明させていただきましたが、緑の次に関心のある分野となってござ います。

ナンバー45では、公園を核とするまちづくりのご意見をいただいておりまして、賛同されるご意見であり、受け止めて進めていく旨、お示ししております。

ナンバー46です。地場産販売のマルシェというご意見であり、こちらにつきましても本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となってございまして、考え方をお示ししております。

ナンバー47です。まちづくりの実証実験の場としてのご意見です。こちらも同様に趣旨におおむね沿っているご意見となって考え方をお示しし、参考とさせていただいております。

ナンバー48です。地域住民に魅力のある公園づくりのご意見となってございまして、こちらも本あり方の考え方をお示しいたしまして、ご意見を踏まえまして、本編、18ページ、地域とともに賑わいを創出という箇所において、「地域にも親しまれる賑わいの創出」という形で修正をさせていただきました。

16ページになります。ナンバー49です。季節感を生かした賑わいのご意見となって ございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見でもあり、考え方を示します とともに、このご意見を踏まえまして、本編、18ページ、地域とともに賑わいを創出と いう部分に「季節感あふれる花の魅力の充実」という形で修正をさせていただきました。

ナンバー50です。賑わいは必要ないというご意見になってございます。こちらにつき

ましては、この本あり方における必要性の考え方をお示ししますとともに、また一部のご 意見も踏まえまして、本編、18ページ、地域とともに賑わいを創出という部分に「公園 内の環境を生かしつつまちとの調和を図り」という形で修正をさせていただきました。

ナンバー51です。SDGsのご意見となっております。こちらにつきましては、その 観点も踏まえていることをお示しし、参考とさせていただいております。

ナンバーの52から53です。容積率やイノベーティブな施策のご意見となってございまして、参考とさせていただいております。

続きまして、17ページです。民間等との連携についてのご意見となってございます。 ナンバー54です。民間や産官学連携、様々な主体の参加に関するご意見となってございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となって、考え方をお示ししますとともに参考とさせていただいております。

ナンバーの55です。官民連携のご心配をされるご意見となってございまして、こちらは参考とさせていただいております。

ナンバー56です。施設設置や、あと緑や自然とのバランスに関するご意見となってございまして、公園には公園利用者のための施設が設置されるということで我々は進めておりますけども、こうしたご意見を踏まえまして、本編、18ページ、地域とともに賑わいを創出の部分に、先ほどご説明したものと同様ですが、「公園内の環境を生かしつつまちとの調和を図り」という形で修正をさせていただきました。

17ページから18ページにかけてのナンバー57になります。官民連携の施設整備に 反対するとの意見となってございます。こちらにつきましては、本あり方の考え方をお示 しいたしまして、参考とさせていただいております。

続きまして、18ページです。ナンバー58です。ホテルなど、そうした建物整備に当たっての条例遵守へのご意見となってございまして、都立公園の整備に当たっては、当然ながら各種法令等に従いながら整備、管理運営を進めてまいります、という趣旨で回答させていただいております。

ナンバー59です。植物管理の職員配置に関するご意見となってございまして、都立公園におきましては、これまでも造園等の技術者が関わっておりますが、ご意見を踏まえまして、本編、15ページ、緑の骨格を形成するという部分に「専門技術を有する人材を一層活用した植栽等の整備や管理」と追記させていただきました。

18ページから19ページにかけてになります、ナンバーの60です。Park-PF

Iに反対とのご意見となってございます。Park-PFI、公募設置管理制度でございますが、こちらにつきましては都市公園法に位置付けられた制度となってございまして、参考とさせていただきます。また、都立公園におきましては、各公園の特性などに応じて活用してきてございます。

ナンバー61から63、19ページになります。オンブズマン制度や民間企業等への審査に関するご意見となってございまして、参考とさせていただいております。

ナンバー64以降、ここは観光と歴史・文化に関するご意見となってございます。

ナンバーの64ですが、リニューアルや歴史・文化の継承のご意見となってございまして、取りまとめにご賛同の意見となり、受け止めて進めていく旨、お示ししております。

19ページから20ページにかけてのナンバー65ですが、日本の四季や歴史・文化を生かすご意見となってございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見であることから、考え方をお示しいたしまして、また、ご意見も踏まえまして、本編、18ページ、地域とともに賑わいを創出に「季節感あふれる花の魅力の充実」という形で修正をさせていただいております。

20ページになります。ナンバーの66です。公園を観光拠点とすることに反対とのご 意見でございますが、本あり方の考え方をお示しいたしまして、参考とさせていただいて おります。

ナンバー67です。歴史・文化を生かすことについてのご意見となってございます。本 あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となってございます。取りまとめの考え方をお 示ししますとともに、このご意見を踏まえまして、本編、13ページのまちの歴史や文化 を継承するという部分に「歴史を伝える公園」という形で追記をさせていただきました。

20ページから21ページにかけてのナンバー68から69です。歴史的な場や歴史情報に関するご意見となってございまして、本あり方の考え方をお示しし、参考とさせていただいております。

21ページ、ナンバー70になってございます。新たな施設整備についてのご意見となってございますが、こちらも本あり方の考え方をお示しさせていただいております。

また、ナンバー71からナンバー73は、庭園や公園の保存修復や観光拠点に関するご 意見となってございまして、参考とさせていただいております。

続きまして、ナンバー74以降、公園の快適な利用に関するご意見となってございます。 21ページから22ページにかけてのナンバー74から76までは、詳細な公園施設の 要望やスペースの確保、バリアフリーなどに関するご意見となってございまして、本あり 方の考え方をお示しいたしまして、参考とさせていただいております。

22ページから23ページにかけてのナンバー78と79のご説明になります。公園の利用ルールや自転車利用、受動喫煙に関するご意見となってございまして、このあり方の趣旨におおむね沿っているご意見となっておりますので、考え方をお示しいたしまして、ご意見を踏まえて、本編、23ページ、安心して心地よく過ごせる場を提供するという部分に「利用マナー等の普及啓発の促進」と追記させていただきました。

ナンバー80になります。ピアノやスケートボード、夜間利用に関するご意見となって ございまして、参考とさせていただいております。

ナンバーの81からになります。ウェルビーイングに関するところになります。

ナンバー81につきましては、年齢、性別、障害の有無にかかわらず利用できることの ご意見となってございまして、本あり方の趣旨に沿っているご意見として考え方をお示し し、これらを受け止めて進めていく旨、お示ししております。

23ページから24ページにかけたナンバー82です。誰もが自由に利用できるハード・ソフト両面からの取組についてのご意見となってございまして、こちらも本あり方の趣旨に沿っているご意見となって、考え方をお示ししますとともに参考とさせていただいております。

24ページになります。ナンバー83です。子供のため、もしくは子供の視点でという ご意見になってございまして、こちらも本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となっておることから、その考え方をお示ししますとともに、このご意見を踏まえまして、本編、22ページ、共に支え合うインクルーシブな環境を創出する部分におきまして、「こどもの健やかな成長を図り、幅広い世代が楽しみくつろげる整備と管理」という形で修正をさせていただきました。

ナンバー84につきましては、公園利用に関するご意見ですが、参考とさせていただい ております。

ナンバー85からはデジタル技術の活用についてのご意見となってございます。

24ページから25ページにかけてのナンバー85から87は、DXによる普及啓発あるいは公園情報の発信、大学との連携、またデジタル技術活用の不安などのご意見をいただいております。こちらにつきましては、本あり方の考え方をお示しし、参考とさせていただいております。

続いて、25ページ、ナンバー88以降になります。取りまとめの中の項目である実現 に向けての推進方策に係る部分になります。

ナンバー88は、民間やボランティア、寄附などの活用となってございまして、本あり 方の考え方をお示しし、受け止めて進めていく旨、示しております。

また、25ページから26ページにかけてのナンバー89から90でございますが、都が主体的かつ全面的な役割を果たすことや、生態学など専門家が関わることのご意見となってございます。ここでは、本あり方の考えであるとか公園審議会での審議などをお示しいたしまして、参考とさせていただいております。

26ページになります。ナンバー91です。指定管理者やボランティアではなく、専門性ある職員の配置に関するご意見となってございまして、都ではこれまで効果的、効率的な管理運営の一環として指定管理者制度を導入してございます。また、公園の管理運営など、技術力や専門性なども含めて指定管理者を選定しているというところでございます。

ナンバー92です。災害時における東京都の職員の役割についてのご意見です。こちらにつきましては、都におきましても業務継続計画等を策定しておりまして、これらに基づき適切に対応している旨、お示ししております。

26ページから27ページにかけてのナンバー93です。整備や管理に対する予算措置 のご意見となっていまして、これまでも必要となる予算を確保し、整備や管理に取り組ん できておりまして、引き続き取り組んでいくとともに参考とさせていただいております。

続いて、27ページ、ナンバー94から96です。クラウドファンディングやふるさと 納税、BIDの活用、あるいはコストや体制などに関するご意見となってございまして、 参考とさせていただいております。

27ページから28ページにかけてのナンバー97です。情報公開や分かりやすい情報 提供などのご意見となってございまして、本あり方の考え方をお示しし、また、一部のご 意見も踏まえまして、本編、11ページの基本的な考え方の中に「都民ニーズを汲み取り ながら、地域や都民等との協働に取り組み、都民に親しまれ、共感される特色ある公園づ くり」、また、「こうした取組が広く都民に理解されるよう、メッセージ性を高める工夫 と行い、展開していく」という文章を追記させていただきました。

続いて、28ページになります。ナンバー98です。合意形成の場や仕組みについての ご意見となってございまして、本あり方の趣旨におおむね沿っているご意見となり、あり 方の考え方をお示しさせていただいております。 ナンバー99です。公園利用者のモニタリングやインタビューのご意見となってございまして、これまでも都立公園では利用者や都政モニターへのアンケートなども実施しており、これらのご意見も踏まえまして今後参考とさせていただきます。

28ページ、ナンバー100になります。今回のパブリックコメントに関するご意見となってございます。分かりづらいなど、パブリックコメントのご意見になってございまして、こちらにつきましては今後こうしたものに取り組む際の参考とさせていただきたいと思っております。

29ページ、ナンバー101になります。やはりパブリックコメントの必要性に関する ご意見となってございまして、東京都といたしましては、都民参画というものを重要視い たしまして、引き続き適切に実施していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、ナンバー102以降です。ここにつきましては、これまでの都立公園に向けて全般的なご意見でしたが、ここからは個別の公園についてのご意見となってございます。そうしたことから、個別の公園に対する要望ということで、これらの意見、全体的には今後の参考としながら取り組んでいきたいと思ってございます。

29ページのナンバー102から103になります。こちらにつきましては、日比谷公園・葛西臨海水族園などの再整備や樹木伐採に反対するという意見になってございまして、都としては適切に樹木を保全しながら取り組んでいきます。また、こうした意見も参考にさせていただきたいと思っております。

また、太陽光パネルにつきましては、太陽光パネルを設置するために伐採というご意見になってございますが、施設の屋上部を有効活用して設置するものとなってございまして、それに伴い伐採するものではございません。そうしたことを補足させていただいております。

また、ナンバー104につきましては、広く各公園に対する施設や取組のご要望となってございまして、今後の都立公園の運営管理において参考とさせていただきたいと思っております。

最後に、ナンバー105以降、その他としてございます。105から107にかけましては、全体で25件のご意見をいただきまして、「未来の東京」戦略に関するご意見、あるいは本あり方の社会状況の捉え方などに関するご質問に対して、この取りまとめの考え方をお示しし、そのほか、107以降、参考という形で取りまとめさせていただいております。

以上でパブリックコメントの意見とその対応案についての説明となります。

続いて、今、ご説明したパブリックコメントを踏まえまして、本編の答申案の修正箇所、 今も説明しながら進めてまいりましたが、本編のほうを見ながらその修正箇所の確認をし たいと思います。

先ほど申し上げましたが、本編の赤字部分が修正となっております。資料1をご覧いた だけますでしょうか。修正箇所をご説明いたします。

まず、11ページになります。都立公園の整備と管理に向けての基本的な考え方というページになってございます。こちらにつきましては、冒頭部分及び都民ニーズを踏まえたアップデートの部分におきまして、緑に関する多くのご意見をいただきましたので、それらも踏まえて考え方の趣旨がより明確となるよう、赤字の文章を追記いたしました。

また、最下段部のほうにおきましては、都民に対して分かりやすく取り組んでいくという展開を進めていく旨、追記させていただいております。

続いて、13ページになります。今後10年間に取り組むべき重点事項のページとなってございます。ここでは、真ん中になりますが、「東京の活力と魅力を高め、まちづくりの核になる公園」という部分の②番、まちの歴史や文化を継承するにおきまして、ご意見も踏まえまして、考え方の趣旨が明確になるよう「歴史を伝える公園」ということを追記させていただいております。

続いて、15ページになります。緑の骨格を形成するという部分になってございます。 こちらもご意見を踏まえて、この取りまとめの趣旨が明確となりますよう、冒頭の説明部 分に「計画的に公園整備を進め、拡充を図る」ということを追記するとともに、3行目に なりますが、「公園として育んできた緑を保全しながら」というものを追記させていただ きました。

また、ご意見を踏まえまして、取組のイメージの一番下にあります、周辺環境等と調和 した整備と管理の中におきまして、「専門技術を有する人材を一層活用した植栽等の整備 や管理」を追記させていただきました。

続いて、17ページになります。こちらも同様にご意見を踏まえて趣旨が明確となるよう、冒頭の説明文に「ヒートアイランド対策」という形を追記させていただいております。また、取組イメージの左上になりますが、震災時や水害時発災時の救出救助の活動拠点や避難場所等となる公園整備の推進におきまして、ご意見も踏まえまして、「延焼を防止するための植栽の推進」、また、例示として「防災トイレなど」、「フェーズフリーな防

災施設の拡充」という形で修正をさせていただきました。

また、右側の中央になりますが、環境負荷を抑える施設整備・管理の推進におきまして、 ご意見を踏まえまして、「地域材を活用した施設整備」を追記させていただきました。

18ページになります。こちらも同様にご意見を踏まえて趣旨が明確となるよう、冒頭部に一部修正を加えております。1行目に、「公園内の環境を生かしつつまちとの調和を図り」という修正をしたとともに、2行目、「地域にも親しまれる賑わいを創出」という形で修正をさせていただきました。

また、取組のイメージ、一つ目の地域を巻き込む賑わいの創出の中で、ご意見も踏まえまして、「季節あふれる花の魅力の充実」という形での修正をさせていただいております。 続いて、22ページになります。共に支え合うインクルーシブな環境を創出するという部分になってございまして、こちらもご意見を踏まえて趣旨が明確となるよう、取組のイメージ、2番目のところですが、「こどもの健やかな成長を図り、幅広い世代が楽しみくつろげる整備と管理」という形で修正をさせていただきました。

23ページになります。安心して心地よく過ごせる場を提供するという部分になってございますが、こちらも同様にご意見等も踏まえまして、取組のイメージの二つ目、気軽に安心して利用できる良好な管理運営という中に「利用マナー等の普及啓発の促進」という文章を追記させていただきました。

これで、本編答申案のパブリックコメントの意見に対する修正は以上となります。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 ○髙梨会長 ありがとうございました。

今日は、服部委員がご欠席でございますけれども、答申としての取りまとめになります ので、服部委員から何かご意見等を伺っているようでしたら事務局からご紹介をお願いし たいと思います。

○坂下計画課長 服部委員につきましても、この答申案をご説明いたしまして、この答申案で了解いただいたということで預かっております。

以上です。

○髙梨会長 ありがとうございます。

それでは、本日は、都民意見の募集を行い、いただいた意見を踏まえて答申として取りまとめるものでございますので、いただいたご意見というものが答申案の中に反映されているかどうか、ふさわしいものとなっているかどうか、そういった観点でご質問やご意見

をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

梅沢委員、どうぞ。

○梅沢委員 都民委員の梅沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

パブリックコメントについてなんですけども、たくさんの意見をいただいております。全般的な印象として、意見総数304通、634件は都民全体の人口数からして少な過ぎるなと思いました。また、樹木に関する意見が非常に多い。公園には緑が大切なこと、樹木を伐採しないで下さいとの声、樹木保全に都は注力してもらいたいとの意見がございました。この声の背景を考えてみたんですけども、なぜ多いのか。一つには、今反対の声が多い神宮外苑の再開発で多くの樹木伐採があるということを多くの都民は知らずに、工事着工直前になって初めて知った方々が大部分を占め、少なからずこのことが影響しているんじゃないかと思いました。それは今回の目指すべき都立公園のパブリックコメントについても同様なことが言えると思います。といいますのは、東京都で今このようなことを行っている事実を多くの都民が知らず、また知っていたとしても、かなりのボリュームがある、この中間のまとめ及び資料を読んで理解し、意見を記載するには非常にハードルが高いと思います。余程公園行政に関心のある人、時間的に余裕のある人に限られます。したがって、都民のほんの一部の人で記載されたパブリックコメントを得ることになり、都民への開示・周知ができたとの認識で次の段階に進むことになってしまいます。

そこで私からの提案ですが、建設局で企画する各整備計画の案ができた早い段階で概要をホームページに掲載して、定期的に進捗状況を都民に知らしめるということが後々、都 民とのトラブルを避けることにつながると思います。

以上です。

- ○高梨会長 ありがとうございます。整備計画案ができた段階で情報発信をというような ご意見でございますけれども、現在の取組状況とかに補足することがあれば事務局からお 願いしたいと思います。
- ○坂下計画課長 これまでも整備計画、公園審議会を中心にご意見いただいて取りまとめてきたところでございます。そうしたところ、ホームページあるいは局のSNS等活用いたしまして広報はしているところではございます。また、ただ、今、梅沢委員からお話があったとおり、広く都民に知れ渡るような努力、それは我々にとっても欠かさずやってい

かなければいけないと思っておりますので、梅沢委員のご意見を参考にしながら、今回の 答申案の周知も含めて取り組んでいきたいと思っております。

- ○髙梨会長 よろしくお願いしたいと思います。梅沢委員、よろしいですか。
- ○梅沢委員 はい。
- ○髙梨会長 ありがとうございます。

ほかにご発言、ございますか。

里吉委員、どうぞ。

○里吉委員 私も全部、この寄せられた、1か月間の間でこの数が多いか少ないかというのは議論あるところだと思うんですが、都民の皆さんから寄せられた意見を読ませていただいて、私もずっと課題だと思っていたことと重なる部分が二つあったので、その2点を話したいと思います。

一つは、先ほど梅沢委員からもありましたように、緑、特に樹木をちゃんと守る、増やしてほしいという意見が本当にたくさん寄せられたということなんですね。特に都心の緑地、都心樹林の保護・拡充を希望するとか、真に効果のある方法で緑を増やす方法を考えてほしい、中には民間の土地でも積極的に買い上げて都立公園として活用すべきだとか、都立公園のない特別区では重点的に公園整備の推進をしてほしいだとか、様々な角度から、とにかく緑、特に樹木を守ってほしい、増やしてほしいという意見が大変出てきたということで、それを受けて公園整備を進めるところに拡充を図るとか、公園として育んできた緑の保全をしながらという、加筆したことというのは評価できると思うんです。ぜひこの都民の意見を受けて、これを加えたということを生かしていただきたいなと思います。

それから、樹木の重要性については、ヒートアイランドとか、いろいろな角度から意見が寄せられたことを、やっぱり重く受け止めなければならないと思います。公園は貴重な緑の場、自然環境の保全の場であることを管理者としての都は肝に銘じてほしいですとか、現在の環境を守り抜いてこそ都心部の公園の樹木や緑、生物多様性が質・量共によくなるなどの意見が寄せられていて、本当にそのとおりだと思いました。そういう点では、専門技術を有する人材を活用した植栽等の整備や管理ということも新たに加筆したということも重要だと思います。樹木を健康に管理しながら育てることに力を注いでいただきたいと。その樹木の下で生態系が発展しているわけなので、その木を切らないで、どこかに移植すればいいというものではなくて、その木をその場所できちんと、公園という守られる場所

なのですから、そこで守っていっていただきたいと思います。それから、グリーンインフラの機能としても、災害等から都民を守るという点でも改めて植栽の推進ということが書かれていることも大事だと思いました。

もう一つが、Park-PFIによる整備に反対する声と、それから、いろんなところに公園の賑わいというところや、官民連携というところに心配の声がそれぞれ寄せられているというのも特徴的だと思いました。Park-PFIについては、一部の事業者の利益の追求のために公共性が阻害される危険があるなど、反対する声が寄せられたこと。それから、公園の賑わいについては、マルシェをやってほしいという、そういうお声もあった一方で、すごい心配する声、公園の賑わいは必要ないという声も結構ありました。特に都心の公園やアクセスのよい公園には賑わいは必要ないと。静かなのがいいんだというお声ですね。それから、賑わいのために既存建築物の破壊や新規商業施設の建設、樹木伐採をすべきではないと。これは多分、今、日比谷公園の建て替えの、特に野外音楽堂ですか、あそこの話がマスコミなどでも出ておりまして、それを受けてのお声ではないかなと私は推測したんですけれども、民間との連携が全部駄目と言っているわけではないと思うんですけれども、公園は公の場であり、商業的に利用すべきではないという意見がありまして、そういうことが心配されているんだろうなと思いました。私も改めて、都立公園は都民の公共の財産ですから、きちんと管理をしてほしいし、もうけのための商業的な利用はしないでほしいという、この声にも応えていただきたいと思いました。

Park-PFIについては、各公園の特性に応じて検討するということでしたけれども、この仕組み上、Park-PFIは、企業がそこでもうけをあげて、そのお金の一部でいろいろ整理するという成り立ちになっていますから、もうけをあげられなければ、このPark-PFIは成り立たないということで、どうしても都心の公園が対象になるのではないかということで、そのことが心配されていると思いますし、ですから私は、これは入れないでいただきたいと、これまで繰り返し求めてまいりました。

それから、検討状況が都民から見えないという意見も、先ほどもありましたけれども、寄せられております。都立公園の整備に当たっては、計画時点から事前に透明性の高い情報公開を行って、広く意見を募って、議論を尽くして、都民と協議して合意形成を行い、進めてほしいという意見が12件ありましたけれども、これは多分、葛西臨海水族園の黒塗りの資料しか出てこないですとか、あれはPark-PFIではなくて、別のPFIですけれども、そういうことも今起きていて、やっぱり都民の共通の財産として都立公園を

整理するときに、最初の段階からきちんと都民の意見を聞いて、情報公開して、情報を共有して、意見交換して合意形成できるように進めていただきたいという意見だと思いますので、これは、ここに全部書き込むものではないと思うんですけれども、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思いました。

書き込めるところについては書き込んでいただいたということは、よく分かりましたので、それは本当に、その部分はよかったなと思いますが、心配な部分もいろいろまだあるよということも述べさせていただいて、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございました。パブコメでこれだけ意見が出てきたのが多いのか 少ないのかというのはありますけど、私の印象だと随分いろんなところを修正しているな という。

○里吉委員 そうですね。

○髙梨会長 正直なところなんですけども、やはり場所だとか地域によって公園に対する期待だとか価値観といいますかね、そういうものが、随分違いがあるんじゃないかなとつくづく感じました。特に、先ほどお話がありましたように、自然環境の基盤であるという公園の役割というのは、やはりこれまで育んできた樹木を中心とした緑であるという、そういうことが都民の皆さんにとってみると、非常に強い認識だというのをこのパブコメを通じて強く感じたところでございます。どちらかというと、例えば街路樹にしても公園の樹木にしても、隣接地の人たちに言わせると、あんな邪魔なものはだとか、日照を阻害したり、あるいは虫が多くて困るとか、そういうようなご意見もあったりするわけですけれども、やはり戦後からずっと育んできた、この緑というのが都民にとって貴重な財産である、環境材であるということはご指摘のとおりだと思います。それを十分生かしながら、官だけではなくて民間の方々、地域の方々、多くの方々のご協力をいただきながら、よりよい公園にしていくということでございますので、そういったことで引き続き都のほうで進めていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 国土交通省の伊藤でございます。

パブコメ、多いか少ないかという話がありましたけれども、私、行政の立場からすると、

ここまでいろいろ意見が出ているというのは非常に関心を持っていただけたのではないかなと個人的には思っております。そうした中で緑に対するご意見が非常に多いということで、東京都の皆さん、公園に対して期待しているものがどんなものかというようなところを知るための手がかりになるのかなと思いました。

そんな中で、今、世界的には生物の多様性の保全ということが非常に大きくクローズアップされてきて、ネイチャーポジティブで取り組む、開発なんかについてもネイチャーポジティブにしていくというような流れがある中で、基本的にはこの中でもOECMに登録するというようなことが書いてありますけれども、今、私どもも環境省さんといろいろお話をしておりまして、都市公園自体が、まずは自然共生サイトと言っているものですね、環境省の言っている自然共生サイトにどういうふうに関わっていくのかとか、あるいは、OECMに登録されるのかというようなところで、どんなものが基準になってそうなるのかなというようなことを、今、環境省もいろいろ検討されているので、そういう中で話合いをしているところでございます。基本的にはそういった自然環境の保全に資するものとして位置付けられるような、そういうような話合いをしていきたいと思っております。これにつきましては、また明らかになりましたら、各公共団体さんにもお話をしていきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。すみません、情報提供といいますか、感想といいますか、そんなことでございました。

あと、それから梅沢委員が、この答申案が非常に、ある意味すごくボリュームがあって一般の人が見るのに大変だなというご意見がございましたけれども、これで答申ができて進めていくに当たっては、恐らく東京都さんもいろんな場で説明をすることがあるのではないかと思います。そうしたときに使えるように、我々もこういうような取りまとめしますと、大体、概要版というのを作るんですけれども、これは中身が濃く書いてあるので、概要版を作るというのは非常に大変なのかもしれませんけれども、一度、そんなこともご検討いただけたらなと思っております。

以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。そうですね、生物多様性というようなことで、最近は「30by30」というようなことで言われているんですけど。これは都市の緑地の保全の関係でいきますと、今の緑の基本制度の前身であった緑のマスタープラン制度というのがございまして、これは昭和52年に国の都市計画中央審議会から答申がございまして、そのときに市街地の3割の緑地を確保するということと、施設緑地は20平米ということ。

それで、骨格的な緑だけではなくて、個人の庭の緑なんかを含めると40%から50%を確保すると。当時は建設省と環境庁で調整して、そういうことをして、ずっと緑の基本計画まで流れが来ているということでございますので、日本は世界が関心する50年ぐらい前からそういうことを一生懸命やっているということを、ぜひ国際的にアピールして、それを励みに、また各都市で頑張るというような好循環ができればいいのかなと、私自身はそう思っているところでございます。

もう一つ、今、分かりやすい都民への情報提供という話がございましたけど、これ、な かなか大変そうですよね。事務局、どうですか、これ。正直なところ。

○坂下計画課長 これまでの審議会の答申で概要版というのはちょっと作ってないのが今までの実例ではございましたが、梅沢委員からのご発言もありましたので、今回、もし答申をいただいたということであれば、やはりそのエッセンスが分かりやすいような、簡単に伝わるような、そういったものの作成に向けて、検討させていただきたいと思います。

○高梨会長 ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。伊藤委員、そういうことでよろしいですか。梅沢委員もよろしいですか、そういうことで。

ありがとうございます。

- ○梅沢委員 はい。うれしいです。
- ○髙梨会長 それでは、Zoomのほうで、西川委員、ご発言をお願いいたします。
- ○西川委員 西川です。よろしくお願いいたします。

こちらの答申案なんですが、昨年からの何回かの会議で出た意見や、またパブリックコメントでいただいた非常に多岐にわたるご意見を丁寧にすくい上げて、うまく答申案の中に落とし込んでいただいて、確かにちょっとボリュームはかなりあると思うんですけれども、分かりやすくまとめていただき、大変よいものになっていると思います。ありがとうございました。

2点ほど、ちょっとお願いなんですが、魅力ある公園づくりは魅力あるまちづくりでも あると思いますので、今後の状況変化や都民ニーズに即して、適宜アップデートしながら 進めていただきたいと思います。

それが一つで、二つ目は、パブリックコメントの中にも各場所の個性と多様性を重視した取組をお願いしたいというご意見がありましたけれども、私が最初に都立公園に抱いた印象というのが、それぞれの特色や個性があって、異なった魅力を備えているというところが大変すばらしいと思いましたので、全体に関わる基本理念というのはもちろんあるん

ですけれども、それによって各公園が均質化されることなく、それぞれの公園の違いをぜひ大切にして維持管理・整備をお願いしたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○髙梨会長 ありがとうございます。よく地方ですと、金太郎あめのようなことばっかり やっていると言われるんですけど、東京のまねをしてということでそういう表現を使われ るわけですけど、東京がこれだけ公園づくりの中で多様な場所性だとか地域も生かして、 そういうことを金太郎あめにして全国に情報発信すると、日本の公園全体がよくなるんじ ゃないかなと思います。西川委員から2点ほどお願いがございましたけど、これは今後、 東京都のほうで実際の公園の行政を進める中でぜひ私からもお願いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

西川委員、よろしゅうございますか。

- ○西川委員はいい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- ○髙梨会長 ありがとうございました。

ほかにご質問、ご発言、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 じゃあ、柳井副会長、よろしくお願いします。

○柳井副会長 ありがとうございました。ずっとこの答申づくりというか、それに参画して、最後の最後、パブリックコメントいただいたと。これは皆さんおっしゃるように、都民の皆さんの関心の高さというのが私は現れていると思っていまして、多分、普通のほかのものと比べると、これ相当、数多いんじゃないかなって、これは私の個人的な感覚です。その中については、先ほどもあったように期待と不安がおり交ぜになっているというところが、やっぱり特徴だなということ、これは感じることができました。多分、もともと東京って緑が少ないから、緑があることに対して何を期待するかというと、やはりちょっと違ってくる。それから、東京の中でもかなり濃淡があるということ。そういった意味で、中で緑そのものの、先ほど緑が、伐採とか保全とか育成に関する意見、不安というのが多かったように私も思いますけども、そういった中で、本来機能というか、ここで11ページの基本的な考え方で言うと、2番目のところに、「緑とオープンスペースがもたらす公園の本来機能を確保し」ということ、これをやはりしっかり守って、守ってというか、ここが一番大事なことだと思うんですね。緑があると、それからスペースがあるということで生じる本来機能って何なのか。これを確保してやるよということが書いてあるので、これはやっぱりしっかり、これが一番根本だと思いますので、そういうことになるのかなと

私自身は認識しております。

それから、やはりニーズにもいろいろ違いがあるように、先ほど今、ご発言がありましたけど、個性がやっぱりある。そこに関しては、多分、一番上の基本的な考え方のところに表現してあって、全体の底上げはするんだけど、目鼻だちをはっきりさせて、個性とか地域の特性を生かすということ、これも重要な観点だと思いますので、それが書いてあるのは重要なことなのかなと思います。

それから、やっぱり「共に創り、共に育てる」とここに書いてあるんですけど、これって都民の皆さんと一緒にやるということだと思うんですが、その前提として、やっぱり情報とか、いろんなプラン、これは普及啓発みたいな話もありますし、それから、いろんなプランというものができたときに、どういうふうにそれを皆さんにお見せして、意見いただいて一緒につくっていくのか。この辺りもとっても重要なことなんだなと思います。

感想めいたことも含めて今申し上げたんですけども、やっぱりそういったものを、仕組みとか手続の中にどうやって落とし込んで実現性を担保していくのかなというところが、やはり重要で、例えば公園の樹木とか樹林の管理というのが、自治体によってはガイドラインをつくって、基本的な見解を整理して、それに基づいて、東京都はつくられているかどうかちょっと分からないですけど、そういうやり方をしているところがあったりとか。

それから、特にやっぱり個々の公園、都立公園にそれをつくっていくときに、周りの人とか関係する人とどうやってうまくやっていくか、一緒にやっていけるのかというところがやっぱり大事で、その意味では、最後のところの公園ごとのマネジメントプランの策定、27ページに書いてあるんですけど、これは私は前々回か何か、これは入れたほうがいいんじゃないかって、それを取り入れていただいたんですけど、ここがやっぱり大事になってくる。全体としていいことが書いてあっても、実際のその公園の現場で、皆さんが本当に利用している公園の現場で、じゃあ、そこでどうやってやっていくのか。なので、公園ごとのマネジメントプランの重要性というものを、それから、そこを造るときの合意形成とか、あるいはこれはこういうふうに公園を造るんだという意思表示ですので、それに対して意見をもらうとか、そういったところを今後、今後というか、力を入れていただけるということに期待したいと思います。

全体については、膨大な、本当に緑っていろんなことが期待されていて、昔から多面的機能とか多くの役割とか言うんですけど、すごくいろんな役割というのが期待されている中で、それらをうまくまとめていただきまして、ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございました。柳井副会長から非常にマネジメント的な視点に立ってご意見を賜り、最後のところも、この答申がどういう形でこれから進んでいくのかということ、道筋を書くことができたということでございますので、これまでのご指導に心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。

こちらのほうに、今日は須田委員の代理として吉田国有財産管理官、ご出席ですけど、何か、コメントでも結構でございますので、ご発言あったらよろしくお願いしたいと思います。

○吉田委員 すみません。感想めいたお話になってしまって申し訳ないんですけども、過去3回、ご審議いただいて、パブリックコメントも踏まえておまとめいただいたということで、非常にいい答申案になっているんではないかなと思っております。実際に出た答申を踏まえて、運用の部分が非常に大事になってくるのかなと考えております。西川委員ですとか会長のほうからもお話があったとおり、都立公園につきましては非常にいろんな性格のいろんな機能を持った公園というのが様々あるのかなと思いますので、それを生かした運用の仕方というのが非常に大事になってくるのかなと。

それから、これ今回のものが目指す2040年代の都立公園の姿というような形になっておりますけども、社会情勢の変化というのが非常に早く動くような形になっておりますので、実際の整備・管理につきましては、今回おまとめいただいたものをベースに柔軟な運用をしていただくというのが非常に大事なのかなと思っております。

感想で申し訳ございませんが、以上でございます。

○髙梨会長 ありがとうございました。

あとはZoomでご参加の方、よろしいですか。

それでは、いろいろご議論をいただきまして、先ほど事務局から説明がありました答申 案について、これを答申するということで皆さんにお諮りいたしたいと思います。答申案 どおり、本日答申することにつきまして、ご了承いただけますでしょうか。

## (異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。それでは、ただいまご承認いただきましたので、この議案は答申案どおり答申することと決定いたします。

それでは、答申することについて、皆さんからご了承いただきましたので、私が審議会 を代表いたしまして、答申書の手交をさせていただきます。答申書の写しにつきましては、 画面に表示いたしますのでご覧いただきたいと思います。 それでは、答申書を手交させていただきたいと思います。

令和5年6月30日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会会長、髙梨雅明。

新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)。

令和4年11月25日付、4建公計第260号で諮問のあった新たな都立公園の整備と 管理のあり方について、別添のとおり答申する。別添は、先ほど事務局のほうで説明させ ていただいたものでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで建設局次長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。 ○古屋建設局次長 建設局の次長、古屋でございます。

ただいま新たな都立公園の整備と管理のあり方についての答申をいただきました。 高梨 会長をはじめとしまして、委員の皆様に深く感謝申し上げます。

新たな都立公園の整備と管理のあり方につきましては、昨年11月から本日の5回まで、審議において様々なご意見をいただいたところでございます。今回の答申におきましては、個性を生かした多様な公園の創出や都民ニーズを踏まえ公園のアップデートを図る、また、都民をはじめ、様々な主体と、共に創り、共に育てるを基本的な考え方としまして、本日も出ておりました緑やまち、人の観点から、これからの目指すべき都立公園の姿と、その実現に向けた取組の方向性が示されました。東京都は、本日の答申をしっかり受け止めまして、今後改定いたします、パークマネジメントマスタープランに反映させ、都民に親しまれる公園づくりを進めてまいります。

結びになりますが、皆様方におかれましては、今後とも東京都の公園緑地行政にご指導、 またご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○髙梨会長 ありがとうございました。

皆様方のご協力によりまして、無事、答申をできることになりまして、先ほど答申書を お渡しすることができました。委員の皆様には格別のご協力を賜り、厚く感謝を申し上げ ます。

今日は、任期としては各委員とも期限ということでございますので、この任期の期間、 皆様方に大変なご支援、ご協力を賜りましたことを重ねて御礼を申し上げたいと思います。 また、事務局のほうが大変なタイトなスケジュールの中にもかかわらず、しっかり対応 をしていただきました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。

事務局に進行をお返しいたします。

○中尾管理課長 高梨会長、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今後の予定につきまして、ご連絡のほうを申し上げます。

○坂下計画課長 本日答申いただきまして、誠にありがとうございます。本日答申いただきました内容は来週4日頃にプレス発表を行いまして、この答申を発表させていただきたいと思います。

また、先ほど、概要のお話がありましたが、ちょっとそちらは遅れてとなることになる と思いますが、ご了承いただければと思います。

皆様には本当に大変お忙しい中、複数回にわたりご審議をいただきまして、誠にありが とうございました。

○中尾管理課長 委員の皆様方、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。